

※修学支援新制度

多子世帯支援（第Ⅳ区分）の新設について （令和6年4月から実施）

◆ 改正の概要

これまでの修学支援新制度の第Ⅰ～Ⅲ区分に該当しなかった世帯収入380万円～600万円程度の多子世帯（扶養されている子どもが3人以上の世帯）が、新たに第Ⅳ区分として支援対象となります。

◆ 支援対象

下記の**全てに該当する学部生（在学生、新入生※とも）**が対象

※高校等における予約採用で不採用の者も、下記要件を満たす場合には、支援対象となります。

- ①第Ⅰ～Ⅲ区分に該当しない世帯収入が380万円～600万円程度
- ②生計維持者（原則として両親）に扶養されている「子ども」の数が3人以上（学生本人を含む）の世帯

◆ 支援内容

給付奨学金：満額の1/4の支給

授業料免除：満額の1/4の支援 ※令和6年度4月入学者は入学料も対象

◆ 支援を受けるには

「給付・貸与奨学金申請説明会」（4/8（月）・4/9（火）のいずれか）に参加の上、給付奨学金在学採用の申し込みをしてください。

給付奨学生として採用された場合、支援区分に応じた授業料（入学料）免除を受けることができます。

■給付・貸与奨学金申請説明会について

https://www.nara-wu.ac.jp/nwu/news/2023news/pdf/20240312_2.pdf

◆ 注意事項

- ①多子世帯でも、第Ⅰ～Ⅲ区分に該当する場合は第Ⅰ～Ⅲ区分が適用されます。
- ②扶養されている子どもの数は、給付奨学金申請時、進学届提出時、及び在籍報告時での申告に基づき、日本学生支援機構が判定します。
- ③第一子が扶養から外れたことにより、扶養されている子どもの数が2名以下の世帯となった場合は、給付奨学金は「停止」（授業料免除は不許可）となります。